「検討事項 □議会図書室の運営、機能強化

1. 考え方について

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2. 福島市議会の状況

□地方自治法 第 100 条

- 18 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

□平成13年3月定例会-3月26日 新庁舎建設特別委員長報告 抜粋

「議会図書室のあり方について、議会図書室は、庁内の行政資料を網羅し、議員の調査活動に配慮した広さと、情報化にも対応した設備を備えることが望ましい。」

□平成18年9月定例会-9月21日 新庁舎建設特別委員長報告 抜粋

「議会図書室のあり方につきまして申し上げます。議会図書室は、庁内外の行政資料を網羅し、議員の調査活動に配慮した広さと、情報化にも対応した設備を備えることが望ましい。議会図書室の蔵書は、専門図書を中心に行政資料を充実するべきである。議会図書室にはパソコン等を備えた実用的な閲覧スペースを設けるとともに、一般の利用に供することができるものとする。」

3. 参考条文、参考事例等

〇富士市 第18条 (議会図書室)

議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めます。

〇所沢市 第20条 (議会図書室)

議会図書室については、所沢市議会図書室条例に定めるところによる。

2 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

〇会津若松市 第17条 (議会図書室)

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。